

県南広域振興局長告示第67号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和3年6月4日

県南広域振興局長 佐々木 隆

通所リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0311510879	奥州市	奥州市国民健康保険まごころ病院	奥州市胆沢南都田字大持40番地	令和3年5月1日